

令和7年度

静岡県浜松市児童相談所 一時保護所

## 第三者評価受審結果報告書

◆第三者評価機関\_合同会社静岡評価センター

### ■評価の方法

令和2年度(2020年度)厚生労働省調査研究事業「児童相談所の第三者評価に関する調査研究」の報告書「児童相談所における第三者評価ガイドライン(案)」を基本として第三者評価を実施する。

### ■評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は以下の4段階で評価を行う。

【評価ランクの考え方】

ランク	評価基準
S	優れた取組みが実施されている 他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さにかける「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	適切ではない、または実施されていない「B」以上の取組みとなることを期待する状態

### ■事前調査

1. 受審施設の職員全員による自己評価を行い、所全体でとりまとめた結果を自己評価として評価機関に提出。
2. 入所している小学校4年生以上のこどもを対象として書面でのアンケートを実施している。  
実施方法は、対象となるこども一人ひとりにアンケートを配付し、各自で封筒に封をして提出。  
対象期間を1か月として回収後、評価機関が直接開封し集計結果をまとめている。  
また、評価当日、職員ヒアリングとこどもへのヒアリングも実施している。
3. 評価機関から担当者を配置し、所内で実施する観察会議や申し送りの様子を傍聴している。

■ 第三者評価の公表様式

① 第三者評価機関名	合同会社 静岡評価センター		
② 調査評価者研修 修了番号	SK2024125	SK2024133	SK2024122

③ 施設情報

名称	浜松市一時保護所	種別	一時保護業務
代表者名		定員(利用者数)	
所長		所在地(都道府県)	静岡県

【施設の概要】

開設年月日	2007年4月1日		設置主体	浜松市
職員数	常勤職員	17名	非常勤職員	0名
専門職員	臨床心理士	1名		
	保健師	1名		
	保育士	4名		

【施設設備の概要】

居室	設備
10室(和室6畳)	食堂、娯楽室、心理室、学習室(各1室)
1室(和室10畳)	宿直室(2室)

④ 理念・基本方針

<p>【理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安心と安全を守ります。</li> <li>・ 一人ひとりを大切にします。</li> <li>・ 規則正しい生活の中で自分を見つめることができるよう支援します。</li> </ul> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衣食住を提供し、子どもの権利を尊重することを最優先し、体罰やいじめをはじめとする身体的・精神的な暴力を受けることなく、安心して過ごせるよう援助を行う。</li> <li>・ 一人ひとりの子どもの気持ちや特性、努力、変化等に目を向けて、自己肯定感を持てるような援助支援を行う。</li> <li>・ 基本的な生活リズムを整え、基本的な生活習慣を身につけられるよう援助を行う。</li> </ul>
--

⑤ 施設の特徴的な取組

<p>・ 移動図書館の利用 市立図書館が運営している移動図書館（自動車文庫）を利用することで、施設で購入する図書に加え、流動的な入所児童の特性、興味関心等にあった図書を読む機会を提供している。</p> <p>・ 工作の日の実施 季節や行事に合わせた工作物を作ることで、季節や行事について知識や関心を深めたり、他児や職員と一緒に物を作る楽しさを感じたり、作品やその過程の努力を褒められることで、自己肯定感などを得られる機会を設けている。</p>
---

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	契約日	令和7年 8 月 25 日
	評価実施日	令和7年 11 月 4 日
	評価結果確定日	令和8年 2 月 4 日
前回の受審年度	令和 4 年度	受審回数 1 回

## ⑦ 総評

### ◇特に評価の高い点

#### ◆課題改善への継続的な取組み

(1) 前回の第三者評価で課題の一つとなった内部研修実施については尽力しており、充実した内容の職場研修を実施している。年度の職場研修計画では方針や目的を明示し、同じ研修を2回実施している。「一時保護所職員のためのハンドブック」を活用することなども含め、職員全体の足並みがそろうような職場研修を行っている。

(2) 前回の第三者評価で事業計画書のもつ意義と有効性に気づき、現在は独自の事業計画の策定に至っている。事業計画書において、社会的養護の基本理念に基づいた、一時保護所の基本理念、基本方針、目的、目標、期待する職員像を掲げ、年度の重点課題を明文化している。年度末に取組み状況や目標達成度等を評価し、改善内容を含めて次年度の計画に反映させるPDCAサイクルが定着しつつある。次のステップとして、事務分掌ごとの取組みや実践状況をもとにした、独自の事業報告書策定に着手することを期待する。

#### ◆子どもに対する専門的な養育と職員全体の支援体制

様々な事情から一時保護所に入所となる子どもにとって、生活環境が変化することは精神面においても大きな負担となる。この精神的な負担に対して、子ども一人ひとりの気持ちに寄り添った職員の関わりがあり、見守りから安心感を抱き自己肯定感を育む生活ができています。また、職員全体の関わりにより基本的信頼関係の回復にもつながっている。

### ◇改善が期待される点

#### ◆「子どもの最善の利益」につながる連携体制の強化

##### 【情報共有の徹底】

##### (1) 保護期間中の情報共有

保護期間中の現状や今後の見通しについての説明は、担当の児童福祉司や児童心理司が行っている。現状として、子どもが親との面接を拒否しているにもかかわらず面接を行うことや「親は、まだ怒っているかなあ」などの不安に対して、子どもに状況を説明できないことは一時保護所としては本意である。係る全ての職員の情報共有が適切に行われていないことで、子どもに不安を与えることは「子どもの不利益」にあたる。子どもの意向を踏まえた対応について、連携体制の見直しが求められる。

##### (2) 観察経過の情報共有

一時保護所入所により生活環境が大きく変化し、子どもが精神的に不安定になることに対して、トラウマインフォームドケア等により安心できる対応に努めている。しかし、一時保護所での観察経過が児童相談所に十分に伝えられていない。子どもの精神的な安定を促すためにも、観察経過の情報共有を徹底されたい。

##### (3) 保護解除時における一時保護所の意見の反映

一時保護解除の際、保護所での子どもとの会話や聞き取り内容を一時保護所から児童福祉司に伝えている。援助方針会議に一時保護所職員が同席しているが、解除時等の際に一時保護所としての意見等が反映されていないことがある。子どもの利益となる意見等は、十分に共有し反映させることが望まれる。

##### (4) 家族の状況に関する情報共有

親子関係再構築支援に関して、家族状況についての説明等は児童福祉司が直接子どもに行っている。一時保護所では情報を共有するに留まっているため、職員の役割として子どもが安心して生活できるように努めている。子どもの安心を確保する観点から、今後は児童福祉司との家族状況に関する情報共有をさらに徹底することが求められる。

#### ◆幼児及び障害児に対する一時保護受け入れ体制について

幼児への保育について、職員は可能な限り丁寧に対応している。しかし、生活全般においては学齢時と同じであり、年齢に応じた保育について検討することが求められる。さらに、配置職員が1名であることは、幼児が複数となった場合に、個人差に応じた安心、安全な保育の提供が難しい状況である。また、障害児を受け入れる場合において、バリアフリー対応などの設備環境が整備されていないこと、クールダウンが必要な状況に対応できる専用の部屋がないこと等、設備面で改善を期待する。

#### ⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

令和4年度に引き続き2回目の第三者評価を受審する機会となった。令和5年度に全部改正された「一時保護ガイドライン」及び令和6年4月に施行された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、より一層児童の権利擁護を重視した評価基準をもとに受審できたこと、職員一人ひとりが日ごろの業務を振り返る機会となり、大変有意義なものであった。

前回の受審で指摘された項目（内部研修の充実・事業計画の策定）については改善できているとの評価をしていただき、今後も継続してだけでなく、より充実した内容となるよう努めていきたい。また、こどもに対する専門的な養育と職員全体の支援体制について、こども一人ひとりの気持ちに寄り添った職員の関わりとこどもが安心感を抱いて生活ができていることを評価していただいたことは、職員一同、大きな励みとなった。

今回、改善が期待される点としてあげられた、一時保護所と児童相談所との情報共有については、一時保護所としても日ごろから課題と感じていた部分でもあるため、今回の結果を児童相談所と共有することから始め、今後の情報共有のあり方を検討していき、共有された情報が個々の児童へのケアに反映されるよう努めていきたい。また、幼児及び障害児に対する受け入れ体勢についても、発達年齢や障害の特徴等に対応できるよう検討していきたい。

※幼児の保育については、観察会議で話し合い、簡単なプログラムを用意し実施し始めたところである。今後はこれを元に発展させていきたい。

#### ⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

■ 第三者評価結果

【浜松市一時保護所 わかばのいえ】

第1部 子ども本位の支援

1. 一時保護施設理念・基本方針

第三者評価結果

【No.1】 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
---------------------------------	---

【判定理由等のコメント】  
 一時保護所としての理念・基本方針について明文化し、掲示することで周知している、また、毎週の観察会議や定期的な内部研修、自己チェックの実施が職員の振り返りの機会となるが、職員全体での確認や共有の定期的な実施は今後の課題である。子ども一人ひとりの事情に配慮した関わりがみられ、自分の意見を伝えるアドボカシー教育にも取り組んでいる。毎日を振り返る日記で自分を見つめなおし、職員とやりとりすることで信頼関係を育んでいる。職員との信頼関係が、子どもの安全で安心な生活につながっている。

【No.2】 子どもの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
--	---

【判定理由等のコメント】  
 子どもが安心して生活できることを最優先として、不安や甘えたい気持ち、寂しさを汲み取り一人ひとりに対応している。また、寝具や衣類、学用品等の整備を適切に行い、不安解消につなげている。基本的な生活習慣の未熟な子どもが安心してできるように、発達特性に応じた養育・支援を行っている。夜尿のある子どもには、相部屋であることを踏まえて、気づかれないように対処している。プライバシー保護の観点で配慮を必要とする際には、面接室や心理室を利用している。

【No.3】 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	B
---	---

【判定理由等のコメント】  
 子どもの主訴が養護のみであっても、生活での会話や遊び体験等の行動観察から入所前の状況把握に努め、必要な支援を行っている。トラウマインフォームドケアの視点から必要な支援を検討し、観察会議で共有している。このトラウマインフォームドケアの知識については、一部の職員のみならず職員全体で理解し習得することが望まれる。また、行動観察経過については、児童相談所の支援方針にも十分に反映させることが求められる。

【No.4】 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
-------------------------------------	---

【判定理由等のコメント】  
 子どものエンパワメントの成長に向けて、子どもの良い面や良い行動を確認した際には、褒めて認めることを職員全体で実践している。絵画や工作、作文等の展示、月1回の「子ども会議」の場で、子ども同士が伝え合うことや自己表現などの思いを職員が認めることで自己肯定感が高められ、対人的信頼関係の構築にもつながっている。ルール違反や他害・暴言に対しては、理由や本人の思いを受け止めつつ、注意や適切な指導を行っている。注意や指導を行う際には、職員間で子どもの状況や情報を共有している。

【No.5】 個別支援を適切に行っているか	A
-----------------------	---

【判定理由等のコメント】  
 個別支援について、全ての職員が理解して子どもと接している。子ども一人ひとりの意見や希望等のニーズに応じて、限られた環境の中で可能な限り対応している。学習や工作等、集団に馴染めない場合には個別に対応し、子どもが職員を選んで関わることもある。また、日記の「一日を静かにふりかえってみましょう」には、子ども自身が感じたことを記している。子どもの日記に対して、職員が肯定的にコメントしていることから、子ども一人ひとりに配慮した個別支援がみられる。

2. こどもの権利・こどもの意向の尊重	第三者評価結果
【No.6】 こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか	S
<p>【 判定理由等のコメント 】</p> <p>こどもの権利については、児童福祉司や児童心理司等が入所時にわかるように説明している。こどもの権利を説明する際には、意見箱やアドボカシーの活用などの意見表明の方法についても伝えている。一時保護所では、入所から退所までに相談できる意見表明の機会として、意見表明等支援事業によるアドボケートを月2回実施している。こどもの権利・意向を尊重することについては、こども主体の積極的な取組みが行われている。</p>	
【No.7】 こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	A
<p>【 判定理由等のコメント 】</p> <p>一時保護所では、こどもが意見や意向等を表明する機会を設けて、積極的に取り組んでいる。意見箱は、他者から見えない場所と集団で過ごす場所の2カ所に設置している。また、月1回の子ども会議、児童福祉司や児童心理司との面接、意見表明等支援事業によるアドボケートなど、こどもが思いや要望を表出できる機会を設けている。第三者評価受審では事前にこどもにアンケートを実施し、当日にこどものヒアリングを行っている。こども一人ひとりの意見や意向の把握に努め、面談などの要望には個別に対応している。</p>	
【No.8】 こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	A
<p>【 判定理由等のコメント 】</p> <p>令和7年度から意見表明等支援事業を開始して、会議及び研修会等で職員全体に周知している。月2回、外部のNPO法人からアドボケートの来所があり、こどもが意見表明を行っている。また、相談に関するチラシはこどもに分かりやすさに配慮して掲示している。意見表明等支援事業以外の第三者に相談できる仕組みについては、個人情報保護を重視した上で慎重に検討している。</p>	
【No.9】 保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか	A
<p>【 判定理由等のコメント 】</p> <p>保護開始時に面接を行い、年齢に応じてわかりやすく、こどもが理解するまで説明している。学齢児には書面を渡しており、読み返して確認できるように配慮している。一時保護決定時の説明は、児童相談所の担当職員が、こどもの意向を確認した上で保護の理由や目的を説明している。説明の際のこどもの反応や様子について、一時保護所への情報提供が少ない状況がみられる。こどもの精神的な安定につなげるために、必要な情報については周知共有を徹底することが大切である。</p>	
【No.10】 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか	C
<p>【 判定理由等のコメント 】</p> <p>保護期間中の現状や今後の見通しについての説明は、担当の児童福祉司や児童心理司が一時保護所で行い、保護所の職員は言及しないことになっている。現状として、こどもが親との面接を拒否しているのに面接が行われたり、「親は、まだ怒っているかな」などのこどもの不安に対して、一時保護所で状況を説明できないことは不本意な点である。係る全ての職員の情報共有が適切に行われていないことで、こどもが不安に感じることは「こどもの不利益」にあたる。こどもの意向や思いへの対応について、係る職員の連携体制について見直すことが求められる。</p>	

【No.11】 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	B
【 判定理由等のコメント 】	
<p>一時保護の解除については、児童福祉司等が子どもに直接確認している。補完的対応として、一時保護所職員と子どもとの生活の中における会話や、子どもからの申し出による聞き取り内容を児童福祉司に伝えている。一時保護所職員は、処遇検討する際の行動診断という形で参画しているが、解除時等の際に一時保護所としての見解や意見等が反映されていないことがある。子どもの利益となる意見等は、漏れなく反映させることが望ましい。</p>	

【No.12】 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明等が適切に行っているか	B
【 判定理由等のコメント 】	
<p>子どもからの聞き取りは個別に実施し、聞き取りの内容は職員間で共有することを基本としている。職員配置や入所している子どもの人数、施設の構造設備の理由から速やかに対応できない場合には、理由をわかりやすく説明して理解を得ている。子どもの今後について対応する職員が手薄になることで、十分な聞き取りや対応に至らないケースがある。今後の課題として、相談対応の質を向上させるために配置人数の増員について検討されたい。</p>	

【No.13】 子どもの援助指針(援助方針)等に対する子どもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	A
【 判定理由等のコメント 】	
<p>援助指針に対する子どもの意見や意向は、生活場面での様子や会話、日記の記述等から把握している。把握した内容等は観察記録で職員に周知した上で、子どもの意見や意向を尊重した対応を行っている。但し、子どもの意見や意向に沿った対応が難しい場合には、職員で協議することになり、速やかに対応できない場合もある。対応が遅れる場合には、子どもに状況を説明して理解を得ている。</p>	

【No.14】 一時保護施設での生活等に対する子どもの意見に対し、適切な対応を行っているか	A
【 判定理由等のコメント 】	
<p>生活等に対する子どもの意見については、職員で協議を行い可能な限り速やかに対応している。子どもの意見の中には、他児への影響を考慮する内容や児童相談所が対応する案件などがあり、対応に時間を要することがある。具体例として、「髪の毛を切りたい」や「ぬいぐるみを家から持ってきて」などがある。子どもの要求に対して、児童相談所を通じて保護者の了承を得る場合においても、可能な範囲で子どもに事情を説明している。</p>	

3. 一時保護施設における権利制限	第三者評価結果
【No.15】 通信、面会等に関する制限は適切か	A
<p>【判定理由等のコメント】</p> <p>一時保護所での生活の中で、子どもからの発信や聞き取った要望等は、児童相談所と内容を共有している。また、手紙や面会等の希望については、保護者の状況を優先して通信、面会等の制限にも柔軟に対応している。通信、面会の制限については、必要に応じて点検・見直しを行っている。</p>	
【No.16】 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	A
<p>【判定理由等のコメント】</p> <p>「わかばのいえの約束事」に生活上のルールを明記しており、将来、生活を営む上で必要最低限の項目を具体的に定めている。約束事は保護所内に掲示することで周知している。子ども会議では、職員と共にルールの振り返りや再確認を行うなど、検討する機会となっている。職員は、子ども一人ひとりの個性に寄り添い、子ども同士の関係性にも配慮しながらサポートしている。</p>	
【No.17】 個別対応は適切に行っているか	A
<p>【判定理由等のコメント】</p> <p>個別対応については、職員全体で子どもの意思を尊重した対応を徹底している。子どもが一人になりたいと申し出た際には、心理室等を利用してプライベート空間を提供している。また、集団生活において手が出てしまうなど、他児とのトラブルが発生した際には、本人に説明した上で安全確保を踏まえたクールダウンのために個別対応を行っている。クールダウン等、子どもの心の状態を踏まえた上での対応は、子どもが自身の気持ちを整理するための体験学習となっている。</p>	
【No.18】 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	A
<p>【判定理由等のコメント】</p> <p>入所時に持ち込みができない私物等については事前に説明しているが、子どもの意向を尊重して可能な限り受け入れている。持ち込みについて明確な基準はないが、検討を要する私物については職員間での話し合いで決定している。スマートフォン等の通信機器の持ち込みについては、一時保護所の所在地を特定されるなどのリスク管理の観点から、保護所内で慎重に検討すべき事項としている。</p>	

4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止

第三者評価結果

【No.19】 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
【判定理由等のコメント】	
被措置児童等虐待の防止については、「わかばのいえの約束事」にいじめや暴力から守られることを記載している。また、友達だけでなく、わかばのいえや児童相談所の職員からいじめや暴力を受けた場合も同様であることも記している。こどもに発生時の対応方法について説明を行い、不安等に配慮している。職員に対しては被措置児童等虐待の防止に関する内部研修を実施しており、今後の取組みとしてさらに専門的な研修実施について検討している。	

【No.20】 こども同士での権利侵害(暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等)の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
【判定理由等のコメント】	
こども同士での権利侵害の防止については、入所時に「わかばのいえの約束事」で説明している。入所後には、こどもだけにならないように職員が常に見守り、トラブル発生時には素早く介入している。保護所内の状況を把握するモニターを事務室に設置し、見守りを行うことで安全管理を行っている。	

【No.21】 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	S
【判定理由等のコメント】	
こどもの国籍、文化、慣習、思想や宗教などの自由の保障については、差別的な言動や態度などがないように留意している。こども一人ひとりの食習慣や日課等の違いに対して、個を尊重した取組みがみられる。具体的には、お祈りの時間を設けたり、ハラール食の提供などがある。こどもの希望により、信者の映像を個別に見せることもしている。他者の食器を使わないなどの宗教上の教えに配慮して、個別の食器を用意して丁寧に対応している。	

【No.22】 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	B
【判定理由等のコメント】	
トランスジェンダーのこどもが入所した際には、可能な限り特性を理解して職員全体で共有して対応している。一時保護所の手引書やマニュアルにおいて、ジェンダーアイデンティティ(性自認)についての記載ないこと、また、トイレ等の設備面については今後検討すべき課題として認識している。今後の取組みやこどもへの配慮に期待する。	

**第2部 一時保護施設的环境・運営体制**

1. 一時保護施設的环境	第三者評価結果
【No.23】 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	A
【判定理由等のコメント】 建物の構造や設備上の制約があり、入所者数によって居室の人数が複数人になる場合がある。現状として、こどもの入所期間は様々で、行き先が決まらないこどもと入所することも重なり、定員超過する期間がある。また、ユニット化されていないため、家庭的環境には至っていない。しかし、こどもの安全と安心に配慮し、できる範囲での個別支援、個別対応に努めている。	
【No.24】 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	B
【判定理由等のコメント】 娯楽室、食堂、学習室などの共有スペースは、こどもが居心地よく過ごせるように、男女の区別や距離感を適度に定めている。水曜日を環境整備の日として念入りに清掃を行い、リネン類も交換している。消毒や換気等、感染症対策も継続して行っている。プライバシー保護の観点では、プライベート空間の確保に努めているが、物理的な制約があるため難しい面がある。こどもの利益となる「安心できる生活環境」として、年季の入った畳の交換や穴の空いた壁の修繕等を検討しているが、予算の関係により実現の見通しは立っていない。	
2. 職員体制・職場環境	第三者評価結果
【No.25】 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	A
【判定理由等のコメント】 管理者である所長は、現場の統括責任者であり、児童相談所と密に連携しながら運営指揮を執っている。訪問当日、所長は自らこどもの中に入り、寄添う姿勢で関わっていた。また、こどもに対する関わり方など、日常生活の中で姿を見せて手本を示すことでスーパーバイザーの役割を果たしている。副主幹である指導教育担当職員は、スーパーバイズを重要な役割とすると同時に所長を補佐する立場で業務にあたっている。	
【No.26】 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	B
【判定理由等のコメント】 定員に対する職員数としては満たされているが、専門資格を持つ職員が児童指導員や事務の役割を分担している。近年の傾向として、何らかの障害を抱えたこどもの入所が増えている。多様化するこどもの対応を職員が適切に支援するためには、今後さらに児童福祉士や社会福祉士などの専門職の存在が必要不可欠となる。現場に必要な職員配置について、今後を見据えて精査し、体制を確保していくことが望まれる。	
【No.27】 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	A
【判定理由等のコメント】 玄関入口に警備員を配置しており、夜間のみ施設周辺を巡回している。保護所はユニット制ではないが、各階の幼児部屋に一番近い場所に宿直室を配置している。宿直職員は男女1名ずつの2名体制で、夜間の行動観察や支援を行い年齢や性別に配慮した対応ができる体制となっている。こどもの様子を把握するうえで、所長は意義をもって宿直を行っている。	

【No.28】 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	S
【 判定理由等のコメント 】	
<p>一時保護施設の指導者研修、実務者研修、スーパーバイザー研修など、外部研修には経験や職務などから適任者を派遣している。また、研修内容は、供覧や伝達研修により保護所内で共有している。前回の第三者評価で課題となった内部研修実施については尽力しており、充実した内容の職場研修を実施している。年度の職場研修計画では方針や目的を明示し、同じ研修を2回実施している。「一時保護所職員のためのハンドブック」を活用することなども含め、職員全体の足並みがそろったような職場研修を行っている。</p>	

【No.29】 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	B
【 判定理由等のコメント 】	
<p>職場の雰囲気や職員の関係性が良好である事は、当日の職員ヒアリングで確認している。職場環境への配慮を義務として、職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境となるように努めているが、入所状況や対応によって休憩時間が少なくなることや時間外に勤務することがある。職員の多くは、勤務シフトと入所のタイミング等、時と場合によって職員が手薄になることで、こどもへの対応が行き届かなくなることを懸念している。現在、宿直が夜勤業務を行っているが、役割を混同することなく適切に配置することで職員の負担軽減の一助となることを期待する</p>	

3. 情報共有・関係者間連携

第三者評価結果

【No.30】 一時保護施設全体がチームとして運営できているか	A
【 判定理由等のコメント 】	
<p>事前に確認した観察会議や当日の申送りの内容、また、訪問調査当日の様子から、職員が熱心に日々の業務に取り組んでいることがうかがえた。毎週行う観察会議では、所長連絡、協議事項、ケース検討等を行っている。また、毎日朝昼2回の申送りや宿直者が引継ぎを行い情報を共有し、業務日誌とは別の引継表により前日以前の必要事項を確認できる仕組みがある。想定内のこどもの相談などは、対応内容や環境整備など過去の例を参考にした事例集等を検討し、協議の時間短縮を図る取組みに期待する。</p>	

【No.31】 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	A
【 判定理由等のコメント 】	
<p>前回の第三者評価では児童相談所職員との連携に脆弱さがあった。所長は児童相談所に勤務経験があり、対応の仕組みや実現の見込みなどを熟知している。また、人脈を活かして相互間の信頼関係を築いている。児童福祉司、児童心理司、一時保護所担当職員の三者での情報共有に努め、協議、対応を行っている。解決できない事案には、所長からグループ長に話を通して助言や判断を仰ぐこともある。継続的な課題として、こどもに係る担当職員三者間の情報共有については改善の余地が残されている。</p>	

【No.32】 情報管理を適切に行っているか	A
【 判定理由等のコメント 】	
<p>個人情報パソコン上の「こどもシステム」内に保存して厳密に管理している。個人情報を外部機関と共有する必要がある場合には、本人や保護者の同意を得て行っている。職員は記録類を当日中に入力して、常に最新情報の共有に努めている。また、個別ケースファイルの作成と管理は担当職員の役割である。マイナンバーカード（個人番号カード）や健康保険被保険者証などは担当職員が受取り、複数人で確認を行っているが、個人情報の保管や管理は、事務分掌で主務者を含め明確に位置づけることが大切である。</p>	

【No.33】 ICTを活用した業務効率化の取組みを行っているか	B
【 判定理由等のコメント 】	
<p>職員ごとにパソコンを設置し、わかば共有フォルダ内の情報を保護所全体と児童相談所とで共有している。ただし、入力タイミングによって最新情報の把握にタイムラグが生じる点はデメリットといえる。児童相談所のICT化の推進は、職員の業務効率化と負担軽減の観点で有効的な取組みとなる。また、職員の心身のゆとりが、子どもへの関わりの質を高めることにつながり、大きな利益が見込まれる。職員がその場で記録類を書き込めるようなツールの活用、また、職員と児童相談所が双方で情報を書き込み、その情報を即時に共有できるようなシステムの構築に期待する。</p>	

4. 関係機関との連携

第三者評価結果

【No.34】 医療機関と適切に連携しているか	A
【 判定理由等のコメント 】	
<p>かかりつけ医のある子どもの主治医への連絡は、児童福祉司から児童相談所を通して行っている。主治医に症状や状態を伝えて、対応は主治医の指示に従って行っている。傷病や歯科などは地域の病院を利用しているが、休日や夜間の急病は当番医や夜間救急を受診している。今後、様々な障害を持つ子どもの入所が増えること見据えて、入所者の急変対応、診療、入院受入れなどを構築した医療機関との協力体制について、児童相談所と連携して検討することが望まれる。</p>	

【No.35】 警察等と適切に連携しているか	A
【 判定理由等のコメント 】	
<p>危機管理マニュアル(改訂版)があり、警察署と協議のうえに対応フローを構築している。警察との連携について、子どもの受入れや入所中は児童相談所が主となり行すが、入所中の無断外出の発見、保護の依頼や届け出などの対応は一時保護所の役割である。児童相談所には警察からの派遣職員が在籍しているため、警察との連携について助言やアドバイスを受ける環境にありスムーズな対応につながっている。</p>	

**第3部 一時保護施設における支援**

1.一時保護施設の運営	第三者評価結果
【No.36】 緊急保護を適切に行っているか	A
<p>【判定理由等のコメント】</p> <p>緊急保護体制に対しては、24時間体制で職員を配置している。定員超過等で受け入れる居室がない場合には、相部屋にしたり面接室や心理室で可能な限り対応している。行き先のないこどもは定員超過であっても受入れる方針であり、児童相談所は空き状況や定員超過の状況を常に把握している。</p>	
【No.37】 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	A
<p>【判定理由等のコメント】</p> <p>一時保護所における生活面の支援については、令和7年度の基本理念、基本方針に「一人ひとりを大切にします」や「基本的な生活リズムを整え、基本的な生活習慣を身につけられるよう援助を行う」と定めている。職員は、こども一人ひとりの生活に合わせた支援を行っている。概ね幼児とそれ以外の学齢児で日課を変えているが、こどもの状況に応じて臨機応変に対応している。一人ひとりに対する職員の関わりや見通しやすい日課が、こどもの安心感を育むことにつながっている。</p>	
【No.38】 レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	A
<p>【判定理由等のコメント】</p> <p>レクリエーションのための環境やプログラム等の提供は、遊び場として娯楽室や屋外のグラウンドなどで対応している。テレビゲームについては、食堂で分かれて行っている。さらに、クッキングや工作等で楽しめる機会を設けたり、子ども会議で祭りでやりたい事を企画して実施している。年2回、隣接市の複合動植物園に外出するなど、積極的にレクリエーションを行っている。遊具については、定期的な点検と点検簿への記録を行い、破損箇所の修理にも対応している。</p>	
【No.39】 食事を適切に提供しているか	B
<p>【判定理由等のコメント】</p> <p>食事の提供については、捕虫器の設置や配膳時のラップでの料理保護等により、安全面、衛生面に配慮している。アレルギーや宗教、文化、こども一人ひとりの状態に応じた対応は、色分けしてチェックを行い適切に対応している。おやつについては、子ども会議でのこどもの希望に応じて楽しく食べられるように配慮している。しかし、食事についてのアンケートを通して希望メニューや食べれる量等を聞いているが、実際には反映が不十分である。また、稀に異物が混入していることについて、リスク管理の観点から早急に改善策を検討されたい。</p>	
【No.40】 こどもの入浴は適切か	A
<p>【判定理由等のコメント】</p> <p>こどもは娯楽室のボードに記された順番を守り、毎日15分間入浴している。また、入浴の時間帯については、こどもの生活状況に合わせて常に検討している。こどもが入浴する際には、気持ちの良い入浴ができるように職員が見守っている。洗髪や洗体が不十分なこどもには、洗い方を指導して清潔に過ごせるようにしている。</p>	

【No.41】 こどもの衣服を適切に提供しているか	A
【 判定理由等のコメント 】	
こどもの衣服は、本人の年齢や好みに合わせて選択することができる。また、私服の着用も受け入れている。衣類は、専用倉庫に清潔な衣服を整理して保管しており、定期的に補充や入れ替えを行っている。下着類など、肌に触れるものは新品を提供している。清潔で心地よい衣類を身につけることにより、こどもの精神的に安定した生活につながっている。	
【No.42】 こどもの睡眠は適切か	A
【 判定理由等のコメント 】	
就寝時間は年齢に合わせて日課として統一しているが、こどもの申し出により消灯時間を遅らせたり早めたりして柔軟に変更している。こどもの就寝時の様子や状況は、観察記録に記録して職員に引き継ぎ共有している。就寝中における居室の温湿度の調整は、こどもの希望に応じて職員が管理している。	
【No.43】 こどもの健康管理を適切に行っているか	A
【 判定理由等のコメント 】	
こどもの健康管理については、入所時に健康診断を実施し、児童相談所職員が本人に聞き取りを行っている。緊急入所の場合は、聞き取りのみで対応している。また、健康状態に不明点などがある場合は、必ず児童相談所を通して、保護者や医療機関に問い合わせして確認している。体調不良となった際には、児童相談所に連絡して保護者にも確認の上で受診している。	
【No.44】 こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	A
【 判定理由等のコメント 】	
こどもに対する教育・学習支援は、学習指導員が主となり、児童指導員が補助について学力の向上につなげている。学習への意識や学力は様々であり、学業を十分に受けていないために基礎学力が身につけていない場合や、着席することから指導を要する場合もみられる。こどもの学力や発達に合わせた資料、教材を用意して個別指導を中心に行っている。日課として教育・学習支援の時間を設けることは、こども自身が学習面での成長を自覚する機会となっている。	
【No.45】 無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	A
【 判定理由等のコメント 】	
こどもの、無断外出については、職員の自己判断で行動せずに「緊急時対応マニュアル」及び「無断外出児への対応」を周知して対応している。予防対策としては、安全面に配慮しながら、見守りカメラによる確認、窓を開けるとブザーが鳴る在宅警戒システムなどを導入している。発生時には、児童相談所及び警察と連携して対応している。無断外出したこどもへの聞き取りは、児童福祉司や児童心理司が担当し、その内容を共有している。事後の一時保護所での本人の生活は、個別の日課で過ごしている。	

【No.46】 未就学児に対して適切な保育を行っているか	C
【 判定理由等のコメント 】	
<p>幼児には、個別に午睡時間を設けることや食事の量に配慮するなど、可能な限り丁寧に対応している。しかし、生活場面全般において、幼児担当職員が基本1名であるため、幼児が複数の際には個人差に応じた安全で安心な保育の提供が難しい状況である。幼児の一時保護ニーズが高い実情に対して、リスク面も含めて「幼児への適切な保育の提供」について早急に検討を行い、適切に対応することが求められる。</p>	

2.アセスメント・支援方針

第三者評価結果

【No.47】 こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	B
【 判定理由等のコメント 】	
<p>こどもの家庭に関する情報等は、児童福祉司から共有している。児童福祉司の入所時の聞き取りが不十分な場合があり、保護原因や家庭環境など不明な点が多くみられる。面接を重ねるごとに知り得た情報については、児童福祉司からの引継ぎや経過記録によって情報を共有している。情報共有する中で先の見通しが立たない場合、こどもが「自分はどうなるのか」と精神的に不安になる場合もみられている。一時保護所では、こどもの不安に寄り添い、可能な限り職員がサポートしている。</p>	

【No.48】 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	S
【 判定理由等のコメント 】	
<p>複数の職員で、こどもの心に寄り添って見守りながら行動観察を行っている。担当職員が不在の場合には、他職員がこどもの様子を観察記録に記入して情報を共有している。職員が連携し徹底して行動観察を行うことで、こどもと職員との信頼関係が生まれ、安心して本音を言える環境となっている。安心して過ごしていることで、こども自身が入所前の生活について落ち着いて振り返ることができている。</p>	

【No.49】 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	B
【 判定理由等のコメント 】	
<p>こどもについての理解を深めてより良い処遇につなげていく機会として、毎週水曜に観察会議を行っている。観察会議では、家庭生活から切り離され、複雑な心理状態にあるこどもの行動について、また、各職員による多方向からの行動診断やアセスメントを行っている。観察会議での話し合いは、こどもの最善の利益につながる取組みとして評価することができる。今後の取組みとして、密な情報共有を行うために、児童福祉司や児童心理司等の観察会議への参加が望まれる。</p>	

【No.50】 行動診断や援助指針(援助方針)に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	A
【 判定理由等のコメント 】	
<p>こどもが入所する際の児童相談所からの情報や入所後の行動観察による行動診断を職員間で情報共有し、こどもの個別支援を行っている。また、退所後に向けての支援も情報共有されている。但し、今後において行動診断に基づく支援方針に偏ることがないように、児童福祉司等からの援助方針の提示を行うことが望まれる。</p>	

【No.51】 総合的なアセスメントや援助指針(援助方針)の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	B
【 判定理由等のコメント 】	
<p>こどもに対する個別支援の実施状況や行動観察の結果によって、職員が総合的なアセスメントを実施している。しかし、行動観察及び行動診断等の捉え方、記録方法に職員の力量差があるため、研修等で共有する機会を設けることが望まれる。また、児童相談所の援助方針会議の情報共有についても、担当職員が出席するなどして積極的に行うことを期待する。</p>	

【No.52】 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針(援助方針)の見直しの提案を行っているか	B
【 判定理由等のコメント 】	
<p>こどもの変化に応じた支援方針の見直しは、観察会議で検討して対応している。一時保護所の手引きに職員への留意事項を明記して、こどもへの対応が職員ごとに異なることがないように努めている。また、疑問に感じた点や曖昧な点については、職員間で確認して統一を図っている。但し、保護の期間や保護解除等、援助指針の決定は児童相談所の判断によるものであり、一時保護所の職員は関わっていない。</p>	

【No.53】 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	B
【 判定理由等のコメント 】	
<p>親子関係再構築支援に対しては、児童福祉司が対応している。家族状況についての説明等は、児童福祉司が直接こどもに行っている。一時保護所では情報を共有するに留まっているため、職員の役割としてこどもが安心して生活できるように努めている。こどもの安心を確保する観点から、今後は児童福祉司との家族状況に関する情報共有を徹底することが求められる。</p>	

3.一人ひとりの特性や課題等への対応

第三者評価結果

【No.54】 こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	A
【 判定理由等のコメント 】	
<p>性的な問題を有するこどもに対しては、入所時及び観察会議で対応方法を協議の上、統一した支援を行うようにしている。また、部屋割りについても配慮している。性的問題行動やPTSD(心的外傷後ストレス障害)の症状が発生した際には、児童相談所に報告を行い適切に対応している。こども自身が性について学ぶ機会として性教育を行うなど、性的問題については積極的に取り組んでいる。</p>	

【No.55】 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	A
【 判定理由等のコメント 】	
<p>他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対しては、児童福祉司からの情報と一時保護所内での行動観察からアセスメントを行っている。一時保護所職員は直接アセスメントを行っていないが、アセスメントをもとにこどもに寄り添う支援を実践している。また、職員によってこどもへの支援が異なることがないように、会議等で周知し留意している。支援の経過やこども自身の振り返りは、児童福祉司を交えて行っている。</p>	

【No.56】 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	A
【判定理由等のコメント】	
重大事件に係る触法少年に対しては、観察会議において本人への対応や支援方針について情報共有を行っている。入浴設備やトイレは他児と共用で使用するが、常に個別対応を行い行動把握にも努めている。留意点として、児童が関わった当該事件に関するニュースや新聞記事には触れないようにしている。	

【No.57】 障害児(発達障害、知的障害、身体障害等)を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	B
【判定理由等のコメント】	
障害児が入所した場合には、可能な限り本人の状態に応じて支援している。また、周囲の子どもに障害のある子どもへの関わり方を伝えて、分け隔てなく生活が送れるように取り組んでいる。しかし、身体に障害がある子どもへのバリアフリーなどの環境が整備されていないこと、また、クールダウンが必要な状況に対応できる専用の部屋がないこと等、子どもの利益につながる設備面の整備が望まれる。	

【No.58】 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	B
【判定理由等のコメント】	
医療行為が必要な子どもには、看護師の有資格者である一時保護所職員が必要な時に行うが、適切な体制は整っていない。服薬管理は、誤薬防止としてダブルチェックを行い、服薬状況一覧表を掲示して見える管理を行っている。今後の課題として、医療的支援が必要な子どもに対して適時対応できるように、協力医との連携について検討するなど、「命を守る」ための環境を整えることが求められる。	

4.一時保護施設からの退所に向けた支援

第三者評価結果

【No.59】 一時保護施設からの退所に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	A
【判定理由等のコメント】	
措置解除による退所については、担当の児童福祉司と児童心理司が、子どもの状況に配慮して適切な時期に伝えている。施設移行の場合は、子どもの希望を尊重して入所先施設のパンフレットを見せて説明している。措置解除後の相談については児童福祉司が対応しているが、子どもの不安や心配事については、一時保護所の職員が気持ちを和らげるように寄り添っている。	

【No.60】 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	B
【判定理由等のコメント】	
一時保護所から退所する際には、子どもの生活していた様子について児童福祉司に情報を提供している。保護者との面接の際には、必要に応じて一時保護所職員が同席して子どもの様子を伝えることもある。但し、同席する職員が、一時保護所担当職員でない場合には十分な情報が伝えられない場合がみられる。当日の担当職員不在を見越した事前準備として、適切な情報提供を行う方法について検討されたい。	

**第4部 一時保護施設の管理運営**

1. 安全管理	第三者評価結果
【No.61】 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか	B
<p>【判定理由等のコメント】</p> <p>今年度の事業計画書の安全対策の項目で「安全計画をもとに点検等を実施する」と明記している。整備している安全計画に基づき、遊具や居室等の設備点検を実施し、月に1回点検簿の項目について確認している。業務継続計画(BCP/発生前の準備)を実行するための土台となる危機管理マニュアル(発生後の対応)を整備している。実効性を高める今後の取組みとして、複合的なリスクに対応できるように、また、相互補完的に機能するように、両者の見直しを兼ねた内部研修の実施について検討されたい。</p>	
【No.62】 こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
<p>【判定理由等のコメント】</p> <p>日頃から安全に気を付けており、実際に洗面台の角に保護材を取り付けている。また、ケガが発生した場合は、引継ぎや観察会議等で報告を行い、安全対策を検討している。手引きでは、幼児保育の際には、事前に危険を取り除くなどの配慮を行うとしている。また、事業計画では、こどもが自動車に乗降する際に指差し確認を行い、こどもの所在を確認すると明記している。内部研修を実施し、ケガの発生予防と対応について共有化を図っている。職員がより多くのヒヤリハットに気づくことで、未然防止につながることを期待する。</p>	
【No.63】 災害発生時の対応は明確になっているか	A
<p>【判定理由等のコメント】</p> <p>一時保護所は津波警戒地域に属しており、ライフジャケットなどの防災グッズは、こどもが手に取りやすい位置に個別に準備している。事業計画に防災訓練計画があり、毎月想定内容を変えて実施している。停電時の電源として、電気自動車を導入しており、職員による消防機器等の活用訓練や備蓄品の確認・活用も行っている。訓練後には、参加者全員で振り返りを行い、次の訓練に改善点を反映させている。災害発生等の地域の連携体制については、関係機関に事例や意見を聞くなどして日ごろから接点をもっておくことが大切である。</p>	
【No.64】 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
<p>【判定理由等のコメント】</p> <p>感染症が流行る時期に内部研修を実施し、集団生活で起こりやすい感染症の理解と予防について共通理解を図っている。事業計画に沿って保健師による保健衛生指導を行い、手洗いうがいを励行している。また、冬の期間はお茶うがいを実践している。入所時の観察体制として、感染が疑われるなど必要がある場合には一定期間の隔離を行っている。食堂テーブルにはパーテーションがあり、程よい距離感を保つことでこどもの安全を確保している。感染症が発生した場合には、保健衛生管理マニュアルに従って個別対応を行い拡大防止に努めている。</p>	
【No.65】 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
<p>【判定理由等のコメント】</p> <p>「児童所持品保管控」に私物を記載しており、現在、持ち込みに関するマニュアルを作成中である。入所の際に私服を受入れており、下着や肌着を持ち込むこともある。私物は個別に用意しているボックスに保管しているが、紛失や間違いが起こらないように写真で管理を行い、一時保護解除時には返還している。</p>	

2. 施設運営計画

第三者評  
価結果

【No.66】 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

A

【判定理由等のコメント】

前回の第三者評価で事業計画書のもつ意義と有効性に気づき、現在は事業計画の策定に至っている。事業計画書において、社会的養護の基本理念に基づいた、一時保護所の基本理念、基本方針、目的、目標、期待する職員像を掲げ、年度の重点課題を明文化している。娯楽・レクリエーション、食事、学習など、特に子どもが楽しみにしていることについては、子どもの意向や要望を把握し参考にして策定している。年度末に取り組み状況や目標達成度等を評価し、改善内容を含めて次年度の計画に反映させている。

【No.67】 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか

A

【判定理由等のコメント】

一時保護所ガイドラインに従って、毎年自己評価と3年毎の第三者評価を実施している。独自の事業計画書は、施設全体の見える化とPDCAサイクルの意識付けにつながっている。P(計画)→D(実行)→C(評価)→A(改善)の4つのステップを繰り返すことで、事業や業務を継続的に改善し、目標達成や質の向上を目指している。入所の状況や子どもの資質の変化に対応し、計画と実行のズレを修正しながら、常に現状より良い状態を目指している。